

独立行政法人農業者年金基金の
中期目標期間（平成30年度から令和4年度）
に係る業務の実績に関する評価書（案）

厚生労働省

農林水産省

様式 1－2－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農業者年金基金			
評価対象中期目標期間	中期目標期間評価	第4期中期目標期間（第4期）		
	中期目標期間	平成30年～令和4年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 日向 彰	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏	
主務大臣	厚生労働大臣			
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 大竹 雄二	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当） 石塚 哲朗	
3. 評価の実施に関する事項				
7月24日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催				
4. その他評価に関する重要事項				
令和4年7月25日付けで第4期中期目標を改正し、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため執るべき措置」（大項目）の中の「5 組織体制の整備等」（中項目）に「（3）情報システムの整備及び管理」（小項目）を追加				

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		B	B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は、重要な業務 12 項目のうち、2 項目が a 評定、10 項目が b 評定であった。また、業務全体としては、48 項目のうち、11 項目が a 評定、36 項目が b 評定、1 項目が評定外であり、全体の評定を引き下げる事象もなかった。 このため、農林水産省の評価基準に基づき、5 つの大項目の全てが B 評定であり、大項目の点数をウエイトを用いて算出した結果、「B」評定とした。 ※2 点(B)×5/9+2 点(B)×1/9× 4 項目=2.0 点 1.5 点以上 2.5 点未満：B					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定においては、業務及び組織全体として、中期目標における所期の目標の達成に向け概ね適切に業務運営が行われており、中期目標及び中期計画に沿った取組が進められた。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評定における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	I の 3 の (1) 「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」 20 歳から 39 歳までの基幹的農業従事者数の減少が続いているが、同年齢層の新規加入者数の増加に向け、次期中期計画期間においても、活動内容に工夫を加え、より効果的な加入推進活動に取り組まれない。
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－2－3 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評価総括表									
中期計画（中期目標）	評価年度					中期目標期間評価		項目別 No	備考
	30 年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間実績 評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	第 1	P5
1 農業者年金事業	B	B	B	A	A	A	A	第 1－1	P5
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b	s	s	a	a		P5
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重	a○重	a○重	a○重	a○重		P7
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b	b	b	b	b		P8
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b	b	b	b	b		P9
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a	a	a	a	a		P9
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重	a○重	a○重	a○重	a○重		P10
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重		P12
(8) 情報システム管理業務	b	b	b	a	a	a	a		P14
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B	B	B	B	B	第 1－2	P16
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重	b○重		P17
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b	b	b	b	b		P20
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a	a	b	a	a		P21
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b	b	b	b	b		P22
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b	a	a	a	a		P24
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B	B	B	B	B	B	第 1－3	P26
(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	<u>b○重</u>	<u>c○重</u>	<u>b○重</u>	<u>b○重</u>	<u>b○重</u>	<u>b○重</u>	<u>b○重</u>		P27
(2) 女性農業者の加入の拡大	b	a	a	a	a	a	a		P29
(3) 加入推進活動の実施	b	a	a	b	b	b	b		P30
(4) 加入推進活動の効果検証	b	b	b	b	b	b	b		P32
(5) ホームページ等による情報の提供	b	b	b	a	a	a	a		P33
II 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	第 2	P35
1 業務改善の推進	B	B	B	B	B	B	B	第 2－1	P31
2 電子化の推進	B	B	B	A	A	A	A	第 2－2	P38
(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b	b	b	b	b		P39
(2) マイナンバーによる情報連携	b	b	b	a	a	a	a		P40
3 運営経費の抑制	B	B	B	B	B	B	B	第 2－3	P42
(1) 一般管理費及び事業費の削減	b	b	b	b	b	b	b		P42
(2) 給与水準の適正化	b	b	b	b	b	b	b		P43
4 調達合理化	B	B	B	B	B	B	B	第 2－4	P45
5 組織体制の整備等	B	B	B	B	B	B	B	第 2－5	P47
(1) 組織体制の整備	b	b	b	b	b	b	b		P47
(2) 働き方改革の推進	b	b	b	b	b	b	b		P48
(3) 情報システムの整備及び管理	－	－	－	－	b	－	b		P49

中期計画（中期目標）	評価年度					中期目標期間評価		項目別 No	備考
	30 年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間実績 評価		
III 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	第 3	P50
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	B		P50
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b	b	b	b	b		P50
(2) 決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b	b	b	b	b		P51
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施									

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１	農業者年金事業		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１１８

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度		３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
標準処理 期間内処 理割合 （適用・ 収納課）	提出され た申出書 等の９７％ 以上		99.87％	99.72％	94.72％	100.00％	100.00％	予算額（千円）	180,709,907	195,836,708	183,094,532	178,049,134	175,839,086
標準処理 期間内処 理割合 （給付 課）	提出され た申出書 等の９８％ 以上		98.08％	99.22％	99.27％	99.47％	99.57％	決算額（千円）	177,929,027	190,035,467	181,502,828	176,020,389	172,013,581
								経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645	118,541,114	93,271,112	77,845,475
								経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362	△4,491,715	6,412,128
								行政コスト（千円）	9,765,244	95,146,152	118,541,284	93,276,589	77,848,808
								従事人員数	38.04	38.04	38.04	38.04	38.04

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注２）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価：B	評価	B	評価	B
						3つの中項目のうち、1項目がA評価、2項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×2/10+2点(B)×3/10+2点(B)×5/10=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B		3つの中項目のうち、1項目がA評価、2項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×2/10+2点(B)×3/10+2点(B)×5/10=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B	
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			評価：A	評価	A	評価	A
						8つの小項目のうち、5項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※3点(a)×2/9+3点(a)×1/9×4項目+2点(b)×1/9×3項目=2.6点 2.5点以上3.5点未満：A		8つの小項目のうち、5項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※3点(a)×2/9+3点(a)×1/9×4項目+2点(b)×1/9×3項目=2.6点 2.5点以上3.5点未満：A	
	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした会議及び研修会において、制度への理解や事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内の処理割合が97%以上となるよう、手続きの迅速化に努め、その結果を毎年9月と3月にホームページに公表した。 平成30年度2月処理分及び令和元年度処理分については、①業務受託機関において審査に時間を要したこと、②被保険者等からの書	<評価と根拠> 評価：a 平成30年度及び令和元年度は、標準処理期間内処理の割合が99%超と、目標である97%を大きく超えていたが、令和2年8月は、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務の指示が出されていたため、標準処理期間内処理の割合が79.6%となってしまった。 この経験を踏まえ、在宅勤務は繁忙期以外で行うこと、繁忙期以外でも在	評価	a	評価	a
						平成30年度から令和3年度の標準処理期間内の処理割合の平均が、98.50%である。 新型コロナウイルス感染症の対応を契機として、届出書の審査等の進捗状況を担当者間で共有することで、事務処理の迅速化が図られており、令和4年度に		毎年度、計画的な処理を行った結果、令和4年度までの標準処理期間内の処理割合の平均は98.87%であり、目標97%を超える結果を達成した。所期の目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であ	

	行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された申出書等については、その 97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。	理割合が 97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	類又は確認待ちにより時間を要したこと等により標準処理期間内処理割合が 100%を満たすことができなかった。 標準処理期間内処理割合が目標を下回った令和 2 年 8 月処理分については、基金において新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務（令和 2 年 4 月～6 月）が実施され、個人情報を持ち帰って審査することができないことから、通常よりも処理業務に時間を要してしまった。 これ以降も新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務を継続せざるを得なかったが、この経験を踏まえ、在宅勤務体制の見直しを <table> <tr> <th></th><th>処理月</th><th>処理件数</th><th>標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)</th><th>達成率 (%)</th></tr> <tr> <td rowspan="2">平成 30 年度</td><td>8 月</td><td>179</td><td>179 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>582</td><td>581 (99.83)</td><td>102.92</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td><td>8 月</td><td>232</td><td>231 (99.57)</td><td>102.65</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>470</td><td>469 (99.79)</td><td>102.88</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和 2 年度</td><td>8 月</td><td>201</td><td>160 (79.60)</td><td>82.06</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>576</td><td>576 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和 3 年度</td><td>8 月</td><td>200</td><td>200 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>500</td><td>500 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和 4 年度</td><td>8 月</td><td>230</td><td>230 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>451</td><td>451 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>3,621</td><td>3,577 (98.78)</td><td>101.84</td></tr> <tr> <td>平均</td><td>—</td><td>362.1</td><td>357.7 (98.78)</td><td>101.84</td></tr> </table> 行い、効率的な審査を徹底した結果、令和 2 年 2 月処理分から 5 回連続で処理割合が 100%となり、目標である 97%を大幅に超える結果を達成することができた。 【年度別処理月別標準処理期間内処理割合】		処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率 (%)	平成 30 年度	8 月	179	179 (100.00)	103.09	2 月	582	581 (99.83)	102.92	令和元年度	8 月	232	231 (99.57)	102.65	2 月	470	469 (99.79)	102.88	令和 2 年度	8 月	201	160 (79.60)	82.06	2 月	576	576 (100.00)	103.09	令和 3 年度	8 月	200	200 (100.00)	103.09	2 月	500	500 (100.00)	103.09	令和 4 年度	8 月	230	230 (100.00)	103.09	2 月	451	451 (100.00)	103.09	合計		3,621	3,577 (98.78)	101.84	平均	—	362.1	357.7 (98.78)	101.84	宅勤務を行う割合を令和 2 年 8 月時より下げる等の体制の見直しを行った。 また、職員同士で話し合い、届出書等の審査等の進捗状況を共有し、業務過多となっている職員のフォローを他の職員が行う等して効率的な審査を徹底した。 その結果、中期目標期間中の合計では 98.78%であり、特に令和 3 年 2 月以降の調査では、5 回連続で 100%となったことから、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を上げることができたため、a 評価とした。 (参考) 目標 97%（達成度合 100%）から 100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合 100% a：処理割合 98.5%以上 100%未満 b：処理割合 97%以上 98.5%未満 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	においても年度計画に基づき目標を達成することが見込まれるため、所期の目標を上回る成果が得られることから、自己評価である「a」評価が妥当であると認められる。	ると認められる。
	処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率 (%)																																																															
平成 30 年度	8 月	179	179 (100.00)	103.09																																																															
	2 月	582	581 (99.83)	102.92																																																															
令和元年度	8 月	232	231 (99.57)	102.65																																																															
	2 月	470	469 (99.79)	102.88																																																															
令和 2 年度	8 月	201	160 (79.60)	82.06																																																															
	2 月	576	576 (100.00)	103.09																																																															
令和 3 年度	8 月	200	200 (100.00)	103.09																																																															
	2 月	500	500 (100.00)	103.09																																																															
令和 4 年度	8 月	230	230 (100.00)	103.09																																																															
	2 月	451	451 (100.00)	103.09																																																															
合計		3,621	3,577 (98.78)	101.84																																																															
平均	—	362.1	357.7 (98.78)	101.84																																																															

</

	ウ 保険料収納業務の円滑な実施	ウ 保険料収納業務の円滑な実施	＜主な定量的指標＞ —	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	b	評価	b
						自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		毎年度、計画的どおりに業務を実施したことから、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
	保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。	保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。	＜その他の指標＞ ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 ＜評価の視点＞ ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。	口座振替不能者（以下「振替不能者」という。）については、毎月、振替不能者がいる業務受託機関にリストを送付し、業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書等の提出について指導するよう依頼した。 また、12回継続した振替不能者については、口座振替停止の措置を講じた上で該当者がいる業務受託機関にリストを送付し、業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開手続き等について指導するよう依頼した。併せて、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階においても、該当者に対して振替の勧奨の通知を送付した。	＜評価と根拠＞ 評価：b 毎月、振替不能者のリストを業務受託機関へ送付し、振替不能者への対応等を依頼した。 また、12回継続した振替不能者についても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼するとともに、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 さらに、連続振替不能5回及び10回の段階においても、該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったことから、取組は十分であり、所期の目標を達成することができたため、b評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		毎年度、計画的どおりに業務を実施したことから、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

||
||
||

		え、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その 98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。		<table> <tr> <td>2年度</td><td>2月</td><td>2,844</td><td>2,822</td><td>(99.23)</td><td>101.26</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3年度</td><td>8月</td><td>2,336</td><td>2,321</td><td>(99.36)</td><td>101.39</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>2,802</td><td>2,790</td><td>(99.57)</td><td>101.60</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4年度</td><td>8月</td><td>2,449</td><td>2,437</td><td>(99.51)</td><td>101.54</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>3,162</td><td>3,150</td><td>(99.62)</td><td>101.65</td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>27,641</td><td>27,388</td><td>(99.08)</td><td>101.10</td></tr> <tr> <td colspan="2">平均</td><td>2,764</td><td>2,739</td><td>(99.10)</td><td>101.12</td></tr> </table>	2年度	2月	2,844	2,822	(99.23)	101.26	3年度	8月	2,336	2,321	(99.36)	101.39	2月	2,802	2,790	(99.57)	101.60	4年度	8月	2,449	2,437	(99.51)	101.54	2月	3,162	3,150	(99.62)	101.65	計		27,641	27,388	(99.08)	101.10	平均		2,764	2,739	(99.10)	101.12	応じて評価 s：処理割合 100% a：処理割合 99%以上 100%未満 b：処理割合 98%以上 99%未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	回る成果が得られることから、自己評価である「a」評定が妥当であると認められる。	
2年度	2月	2,844	2,822	(99.23)	101.26																																										
3年度	8月	2,336	2,321	(99.36)	101.39																																										
	2月	2,802	2,790	(99.57)	101.60																																										
4年度	8月	2,449	2,437	(99.51)	101.54																																										
	2月	3,162	3,150	(99.62)	101.65																																										
計		27,641	27,388	(99.08)	101.10																																										
平均		2,764	2,739	(99.10)	101.12																																										
イ 年金の受給漏れの防止 受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられない	イ 年金受給漏れの防止 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・裁定請求の勧奨。 <評価の視点> ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書	<主要な業務実績> 年金の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勧奨を文書で行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことにより、66歳となるまでに約90%の者が裁定請求書を提出した。 【65歳到達1ヶ月前勧奨文書送付及び裁定実績】 (上段：送付件数、下段：66歳までに裁定請求した割合) <table> <tr> <td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>計</td></tr> <tr> <td>6,177件</td><td>5,667件</td><td>5,467件</td><td>5,311件</td><td>5,295件</td><td>27,917件</td></tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計	6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,295件	27,917件	<評定と根拠> 評定：a 毎年度計画どおり裁定請求の勧奨を実施し、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけることにより、66歳となるまでに約92%、70歳となるまでに約99.4%の者が裁定請求書を提出した。 令和4年4月からの新制度老齢年金の受給開始時期の選択肢拡大の機会を	<table> <tr> <td>評定</td><td>a</td></tr> </table> 今期中期目標及び中期計画において予定されていなかった年金制度改正による受給開始時期の選択制の導入に伴って、加入者における支給の請求忘れの恐れがある中、令和元年度以降、その防止の方法を検討するとともに、改正法が令和2年	評定	a	<table> <tr> <td>評定</td><td>a</td></tr> </table> 毎年度、計画どおりに裁定請求の勧奨を実施した結果、90%以上の者が裁定請求書を提出した。また、今期中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、令和4年4月から加入者	評定	a																									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計																																										
6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,295件	27,917件																																										
評定	a																																														
評定	a																																														

</

		行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。 なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。		※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、現況届が未提出等の受給権者について、１１月以降の年金の支払を差し止めない取扱いとした ※現況届提出者数は３月時点、差止者数は１１月時点の人数 ② 毎年度、現況届の対象となる経営移譲年金及び特例付加年金（以下「経営移譲年金等」という。）受給権者について、前年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した受給権者を再確認該当者として、現況届の再確認該当者リストに取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付した。 これを受け、農業委員会において、当該再確認該当者が実体を伴った経営移譲等を行っているかどうかの調査を行い、現況届等の提出指導及び経営所得安定対策等交付金申請名義の是正指導、又は支給停止事由該当届等の届出勧奨を行った。 なお、この調査では、交付金の申請名義以外に農業所得の申告名義も確認しているが、令和３年度からは、農業委員会に代わり基金がマイナンバーによる情報連携を活用し地方税関係情報を取得する仕組みを取り入れた。 【再確認該当者数等】（単位：人） <table> <tr> <th>年度</th><th>再確認該当者数</th><th>再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数</th></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>118</td><td>14</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>67</td><td>6</td></tr> <tr> <td>令和２年度</td><td>52</td><td>4</td></tr> <tr> <td>令和３年度</td><td>61</td><td>7</td></tr> <tr> <td>令和４年度</td><td>47</td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>345</td><td>36</td></tr> </table> ③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届の提出の勧奨を依頼した。 【国民年金の受給権者情報の確認】（単位：人、機関） <table> <tr> <th></th><th>30 年度</th><th>元 年度</th><th>2 年度</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>計</th></tr> <tr> <td>支払保留人数 (死亡疑い等)</td><td>2, 873</td><td>4, 618</td><td>4, 007</td><td>3, 908</td><td>3, 820</td><td>19, 226</td></tr> <tr> <td>確認依頼 農業委員会</td><td>1. 874</td><td>3, 269</td><td>2, 921</td><td>2, 842</td><td>2, 745</td><td>13, 651</td></tr> </table>	年度	再確認該当者数	再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数	平成 30 年度	118	14	令和元年度	67	6	令和２年度	52	4	令和３年度	61	7	令和４年度	47	5	計	345	36		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	計	支払保留人数 (死亡疑い等)	2, 873	4, 618	4, 007	3, 908	3, 820	19, 226	確認依頼 農業委員会	1. 874	3, 269	2, 921	2, 842	2, 745	13, 651		
年度	再確認該当者数	再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数																																														
平成 30 年度	118	14																																														
令和元年度	67	6																																														
令和２年度	52	4																																														
令和３年度	61	7																																														
令和４年度	47	5																																														
計	345	36																																														
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	計																																										
支払保留人数 (死亡疑い等)	2, 873	4, 618	4, 007	3, 908	3, 820	19, 226																																										
確認依頼 農業委員会	1. 874	3, 269	2, 921	2, 842	2, 745	13, 651																																										

			まで短期間であったが、既存システムが基本設計から 10 年以上経過してシステム構造が複雑化しているため、システム改修に相当の時間を要することが見込まれていた。一方、制度改正の施行日からの適切かつ円滑な実施のため、早期のシステム改修が求められる中、業務運営に支障がないようにするニーズが高いと考えられる受給開始時期の拡大及び保険料納付下限額の引下げを優先度が高いものとしてフェーズ 1（令和 4 年 3 月リリース）の工程とし、加入可能年齢の引上げをフェーズ 2（令和 5 年 3 月リリース）に工程を分けるとともに、PJM0(情報管理課等)のプロジェクト管理等の体制を構築することで、令和 5 年 3 月にシステム改修を全て完了することができた。 また、システム改修が完了するまでの間においては、サブシステムを開発して暫定運用を行うこととし、度重なる業務受託機関への説明・周知を行うことで、令和 4 年の制度施行日から業務受託機関及び基金における適切かつ円滑な業務実施が可能となるよう措置し、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。 さらに、令和 5 年 3 月にシステム改修が完了したことに伴い、サブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムで管理していたデータを着実にシステムに統合した。	これに加えて、本中期目標期間当初には想定していなかった令和 4 年に施行された年金制度改正に係るシステム改修は、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれていたが、短期間で計画的かつ着実にを行い令和 4 年度中に完了した。また、システム改修が完了するまでの間においては、サブシステムを開発して暫定運用を可能にし、制度施行後の業務を円滑に実施できるよう措置し、サブシステムを利用することについて各種担当者会議等の機会に業務受託機関への説明・周知を行い、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。 さらに、令和 5 年 3 月にシステム改修が完了したことに伴い、サブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムで管理していたデータを着実にシステムに統合した。 以上のことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果があるため、a 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	め、これらの取組を総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。 ※法人に対するヒアリング等により確認。	
--	--	--	--	---	--	--

様式１－２－４－１ 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－２	年金資産の安全かつ効率的な運用		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１１８

２．主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度			３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
									予算額（千円）	101,165	109,534	103,111	104,895	100,479
									決算額（千円）	101,920	96,634	100,897	103,536	100,467
									経常費用（千円）	151,190	6,547,636	2,203,073	2,769,630	6,593,687
									経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266	24,407,340	4,914,594	△4,790,044
									行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977	2,203,073	2,769,725	6,593,730
									従事人員数	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注２）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	２ 年金資産の安全かつ効率的な運用	２ 年金資産の安全かつ効率的な運用				評定：B	評定	B	評定	B
							５つの小項目のうち、２項目がa評定、３項目がb評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定。 ※3点(a)×3/9+3点(a)×1/9+2点(b)×3/9+2点(b)×1/9×2項目＝2.4点 1.5点以上2.5点未満：B		５つの小項目のうち、２項目がa評定、３項目がb評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定。 ※3点(a)×3/9+3点(a)×1/9+2点(b)×3/9+2点(b)×1/9×2項目＝2.4点 1.5点以上2.5点未満：B	

とおり。

	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収益率（B）	乖 離 （ A － B ）
国内債券	0.01%	▲0.18%	0.19%
国内株式	▲9.41%	▲9.50%	0.09%
外国債券	7.58%	7.46%	0.12%
外国株式	▲12.45%	▲12.42%	▲0.04%

ウ 令和2年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率 18.43%に対し 15.32%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収益率（B）	乖 離 （ A － B ）
国内債券	▲0.61%	▲0.70%	0.09%
国内株式	42.03%	42.13%	▲0.10%
外国債券	▲2.10%	▲1.85%	▲0.24%
外国株式	59.74%	59.79%	▲0.05%

エ 令和3年度

外部委託分の収益率は、複合ベンチマークの収益率 3.57%に対し 3.26%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収益率（B）	乖 離 （ A － B ）
国内債券	▲1.20%	▲1.22%	0.02%
国内株式	2.14%	1.99%	0.16%
外国債券	▲5.17%	▲5.11%	▲0.05%
外国株式	22.47%	22.95%	▲0.49%

オ 令和4年度

外部委託分の収益率は、複合ベンチマークの収益率▲1.84%に対し ▲1.64%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収益率（B）	乖 離 （ A － B ）
国内債券	▲1.94%	▲1.65%	▲0.29%
国内株式	5.83%	5.81%	0.02%
外国債券	▲10.64%	▲10.25%	▲0.39%
外国株式	2.31%	2.36%	▲0.05%

			② 国内債券のうち外部委託運用 ア 毎年度、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、金利上昇リスクに備えながらベンチマーク並みの投資効率を維持する工夫として、超長期国債と短期資産を組み合わせるバーベル型運用を実施した。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>収 益 率 （ A ）</th><th>ベンチマーク の収 益 率 （ B ）</th><th>乖 離 （ A － B ）</th></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>1.97%</td><td>1.98%</td><td>▲0.01%</td></tr> <tr> <td>令和 元 年 度</td><td>0.01%</td><td>▲0.18%</td><td>0.19%</td></tr> <tr> <td>令和 2 年 度</td><td>▲0.61%</td><td>▲0.70%</td><td>0.09%</td></tr> <tr> <td>令和 3 年 度</td><td>▲1.20%</td><td>▲1.22%</td><td>0.02%</td></tr> <tr> <td>令和 4 年 度</td><td>▲1.94%</td><td>▲1.65%</td><td>▲0.29%</td></tr> </table> イ 平成 30 年度上半期におけるバーベル型運用(超長期国債の残存年数は 20 年、修正デュレーションは 8.0)のパフォーマンス実績については、超長期国債の残存年数を 20 年に限定したことによる金利リスクの影響が端的に表れたことから、平成 30 年 11 月に開催した資金運用委員会において、投資対象年限の分散の検討及び継続的なモニタリングを行うことが了承された。 ウ 継続的なモニタリングの結果、令和元年 6 月に開催した資金運用委員会において、バーベル型運用で保有する超長期国債の残存年数を 16 ～20 年にまで分散し、かつ修正デュレーションを 9.0 に延長することが了承され、投資対象の分散を図り、パフォーマンスの改善を図った。 エ 令和 5 年 3 月 8 日に開催した資金運用委員会において、バーベル型運用の運用評価及び当面の対応について審議を行った。この結果、バーベル型運用は、日本銀行が令和 4 年 12 月に行ったイールドカーブ・コントロールの修正等に伴う市場環境の変化を踏まえ、ベンチマークへの回帰など、これに代わる新たな投資戦略について、令和 5 年度上期に審議することが了承された。 ③ 国内債券のうち自家運用 国内債券のうち自家運用については、運用利回り向上策として、直近の信用格付け等を踏まえて、購入対象の拡充を行った。 なお、購入対象の国内債券がすべてマイナス利回りとなった場合は、自家運用では購入せず、外部委託運用における追加投資の財源としている。 (2) 受給権者ポートフォリオ マイナス金利政策等の長期化に伴う年金財政への悪影響を抑制するため、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、毎年度、次のとおり対応した。		収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収 益 率 （ B ）	乖 離 （ A － B ）	平成 30 年度	1.97%	1.98%	▲0.01%	令和 元 年 度	0.01%	▲0.18%	0.19%	令和 2 年 度	▲0.61%	▲0.70%	0.09%	令和 3 年 度	▲1.20%	▲1.22%	0.02%	令和 4 年 度	▲1.94%	▲1.65%	▲0.29%			
	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収 益 率 （ B ）	乖 離 （ A － B ）																											
平成 30 年度	1.97%	1.98%	▲0.01%																											
令和 元 年 度	0.01%	▲0.18%	0.19%																											
令和 2 年 度	▲0.61%	▲0.70%	0.09%																											
令和 3 年 度	▲1.20%	▲1.22%	0.02%																											
令和 4 年 度	▲1.94%	▲1.65%	▲0.29%																											

	</
--	----

				された。 4 令和４年２月１８日に開催した資金運用委員会においては、この検討結果を受けて、政策アセットミックスについて国内債券 56%、国内株式 12%、外国債券（為替ヘッジあり）20%、外国株式 12%に変更することが了承され、業務方法書（年金給付等準備金運用の基本方針）における政策アセットミックスを変更（令和４年３月 23 日に農林水産大臣変更認可）した。 ○政策アセットミックスの変更ポイント <table> <tr> <th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td>71%</td><td>12%</td><td>5 %</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>変 更 後</td><td>56%</td><td>12%</td><td>20%</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>差 引</td><td>▲15%</td><td>変更なし</td><td>+15%</td><td>変更なし</td></tr> </table> 5 令和４年６月 13 日に開催した資金運用委員会においては、変更後の政策アセットミックスについて、最新の金融経済情勢においても運用の効率性が維持されていることを確認した。 5 令和４年６月に開催した資金運用委員会においては、変更後の政策アセットミックスについて、最新の金融経済情勢においても運用の効率性が維持されていることを確認した。 6 これらのことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を挙げたことから、a 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	変 更 前	71%	12%	5 %	12%	変 更 後	56%	12%	20%	12%	差 引	▲15%	変更なし	+15%	変更なし		は、日本銀行による超低金利政策の長期化が見込まれるなか、国内債券が約 7 割（71%）を占める現在の政策アセットミックスを維持する場合には中長期的に期待リターンの低下が見込まれること、また、令和 2 年度に実施した資金運用に関する加入者向けアンケート調査の結果をも踏まえ、政策アセットミックスの抜本的な見直しを行うことにより、期待リターン水準を維持しつつリスクの低減が図られることで、運用の効率性を高めた。	を行った。 以上のとおり、中期目標期間の各年度において、適切な政策アセットミックスの検討を行い、加入者の年金原資の安定的な確保に努めたことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																							
変 更 前	71%	12%	5 %	12%																							
変 更 後	56%	12%	20%	12%																							
差 引	▲15%	変更なし	+15%	変更なし																							
	（４）運用の透明性の確保 年金資産の運用状況等については、四半期ご	（４）運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、四	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ 1 年金資産の構成割合、運用状況等については、毎年度、四半期ごと（6 月、8 月、11 月及び 2 月）にホームページで公表した。	＜評価と根拠＞ 評価：b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表する	<table> <tr> <td>評価</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr> </table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		<table> <tr> <td>評価</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr> </table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。													
評価	b																										
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。																											
評価	b																										
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。																											

				ークとする ESG 投資が可能となるよう、同指数の採用時に要する運用コストについても価格競争の対象とした。	を挙げたことから、a 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		ESG 投資を通じた SDGs 達成への貢献に向けた取組を進めたことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
--	--	--	--	--	---	--	---

				まで以上に運営経費の抑制の取組を強化するための検討について、議論を行った。 ④ 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担軽減を図るため、平成 30 年度にグループウェア（web メール、掲示板、スケジュール等を活用）を導入し、役職員の職務の遂行に必要とする情報が適時かつ適切に伝達及び共有される情報システムを整備した。 ・平成 30 年度からは、政策支援加入者の地方税関係情報の連携による確認を行い、農業所得が 900 万円超となっている者については、是正を行うよう通知している。 ・令和元年度からは、農業者年金加入者の国民年金情報の連携により被保険者資格の確認を行っている。 ・令和 3 年度からは、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届について、引き続き年金を受給する要件を満たしているかの確認をこれまでは農業委員会が市町村の税務部署へ確認してきたところを再確認該当者（経営所得安定対策等交付金の申請者）について、地方税関係情報の連携により確認することとし、本格的に実施した。 ・令和 5 年 3 月 27 日からは、年金等の受取りに公的給付支給等口座の利用を希望する者について、公的給付支給等口座情報連携及びマイナンバーの直接取得の運用を開始した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

	</
--	----

		る。		目標件数を上回った要因としては、一般的にシステム関係の契約については現行契約事業者が有利であり一者応札になる傾向が強く、また、記録管理システムは昭和 40 年代から一事業者により開発されており、過去からの年金制度を熟知していないと対応が難しいこと等があげられる。 印刷については、原材料の高騰（木材、原油、石炭などの資源高）と円安の進行などによる印刷用紙代と電力価格の急激な高騰により、過去の契約実績額を勘案すると価格面での厳しさが入札参加者を減少させた要因と考えられる。 なお、これらの要因を除けば 5 件であり、目標件数を下回る結果となった。 契約については原則として一般競争入札で公告期間は 30 日間とし、少額随意契約を除く随意契約については契約締結前に契約審査委員会に付議し、審査を受けている。	A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		を除くと、今期中期目標期間の平均は約 5 件となり、目標である 6 件を下回っている。 以上の事情を考慮し、自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。
--	--	----	--	--	--	--	---

	(3) 情報システムの整備及び管理 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。	(3) 情報システムの整備及び管理 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。		<主要な業務実績> PMO の設置等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、他法人での設置状況等の調査を行い、体制整備についての検討を開始した。	<評定と根拠> 評定：b PMO の設置については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、他法人での設置状況等の調査を行い、体制整備についての検討を開始し、取組が十分であることから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	－	評定	b
						※令和4年7月25日付	けで中期目標を改正し、追加した項目であるため、見込評価を行っていない。	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

		記録管理システムの開発にかかる経費 (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用 (5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等					
--	--	---	--	--	--	--	--

		監 査 項 目 を 設 定 し、当該計画に従 って基金の各業務 について内部監査 を実施する。 (注) 内部監査計画 及び内部監査実施 計画	＜評価の視点＞ ・内部監査を実施し ているか。	内部監査報告書で指摘した事項については、対応状況を翌年度 の内部監査項目とすることにより、確実に実施されているかを確 認した。	とめて理事長へ報告している。 中期計画における取組は十分であることか ら、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る 顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る 成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善 を要する		る。
--	--	---	-------------------------------	---	--	--	----

